

入札説明書

令和7年1月20日千葉市公告第52号により公告した千葉市図書館ブックメールカー業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市図書館ブックメールカー業務委託 一式

(2) サービス概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

千葉市中央区弁天3丁目7番7号 千葉市中央図書館他 41か所

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第36条第1項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っている者

イ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第3条第1項に規定する第一種貨物利用運送事業（利用運送に係る運送機関の種類が、貨物自動車運送であるものに限る。）の登録を受

けている者

- (4) 入札参加資格確認申請書の提出日において、元請として履行期間1年以上の集配業務の履行を完了した実績を有する者であること。

3 入札参加資格確認申請書等

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 配布場所等 公告の日から後記10の契約事務担当課において配布する(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。または、千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク
(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu.joho/anzen/itaku/index.html>) からダウンロードすること。
- (2) 提出場所等 持参による場合は、公告の日から令和7年2月7日(金)までに後記10の契約事務担当課に提出すること(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。郵送による場合は、令和7年2月6日(木)の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。
- (3) 入札参加資格の確認通知 入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を令和7年2月12日(水)までに簡易書留郵便にて発送する。

4 入札参加資格に関する質問について

- (1) 受付期間 公告の日から令和7年1月27日(月)まで
- (2) 提出方法 「千葉市図書館ブックメールカー業務委託入札参加資格に関する質問書」を受付期間内に後記10の契約事務担当課に電子メールにて提出すること。
- (3) 質問に対する回答 質問者に対して、令和7年1月31日(金)までに電子メールで回答する。

5 仕様書に関する質問について

- (1) 受付期間 令和7年2月12日(水)から令和7年2月18日(火)まで
- (2) 提出方法 「千葉市図書館ブックメールカー業務委託仕様書に関する質問書」を受付期間内に後記10の契約事務担当課に電子メールにて提出すること。
- (3) 質問に対する回答 全ての質問内容及び回答を、令和7年2月21日(金)までに全入札参加者に対して電子メールで回答する。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和7年3月4日(火) 午前10時00分

場 所 千葉市中央図書館 2階会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

(2) 入札方法 総価で行う。

入札者は、原則として前記（１）の入札・開札の日時及び場所に出席して、入札書（書式指定のもの）に入札金額の積算内訳書（（４）を参照）を添付し、商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記 10 の契約事務担当課宛とし、令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 5 時 00 分までに書留郵便にて必着のこと。

（４）入札金額の積算内訳書 入札書を提出する際、必ず積算内訳書を同封すること。

書式の指定はしないが、必ず入札書と同様に会社所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、会社印、代表者印を捺印することとし、当委託の作業員に対して支払う賃金の時間給等が明確にわかるように入札金額の積算内訳を記載すること。

（５）入札書に記載する金額

入札金額は、一切の諸経費を含め見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

（７）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和 40 年千葉市規則第 3 号）第 8 条に該当する場合は、免除とする。）

（８）落札者の決定方法

千葉市契約規則第 10 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

（９）無効となる入札

千葉市契約規則第 16 条の規定に該当する入札

7 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。（入札前に委任状を提出すること。）

8 再度入札の実施

（１）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

（２）再度入札の回数は、2 回する。

- (3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、前回の入札で無効とされた者は参加できない。

9 契約の手続等

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約条項等の閲覧 千葉市契約規則等は、後記10の契約事務担当課で閲覧できる。
- (6) 本契約に係る令和7年度予算措置がされない場合は、契約手続を中止する。

10 契約事務担当課

〒260-0045

千葉市中央区弁天3丁目7番7号

千葉市教育委員会生涯学習部中央図書館管理課管理班

電話 043-287-4002

電子メール kanri.LIB@city.chiba.lg.jp

11 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続を速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和7年2月7日(金)までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続を行う前に下記までお問い合わせください。

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089～5090

(2) 契約締結の停止等

この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。